

市長交際費の対応基準

平成18年4月1日
平成25年4月1日改正
平成30年4月2日改正

1 趣旨

この基準は、市長（市長を代理する者を含む。）が市政の円滑な運営を図るため、本市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

2 支出範囲等

交際費は、交際上必要と認められる相手方（社会通念上妥当と認められるものに限る。）に対し、社会通念上儀礼の範囲の額を支出するものとし、その支出区分等は次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額	備考
会費	会費等により開催される行事等への参加に係る経費（会食を伴うもの、又は記念品等が出るものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・会食を伴うもの 3,000円 ・"（料理屋等） 5,000円 ・会費が明確なもの 実費 ・記念品が出るもの 3,000円 	
見舞い	市行政関係者等の病気等に対する見舞いに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000円～10,000円 	対象者は、弔慰基準の本人を原則とする。
祝金	祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・叙勲等祝賀会 10,000円～20,000円 ・その他＝その都度協議する。 	職員の結婚式には、原則として出席しない。
弔慰	市行政関係者等及びその親族の葬儀等に対する香典等に係る経費	別表参照	通夜又は告別式に参列した場合のみ支出することを原則とする。出席できない場合は、弔電対応ができることとする。
記念品等	手土産及び各種行事における記念品等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・記念品＝5,000円を上限とする。 ・賞品代金＝5,000円を上限とする。 ・手土産＝実費 	
その他	市長が特に必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・献花＝10,000円 ・激励＝5,000円を上限とする。 ・その他＝その都度協議する。 	

(別表) 弔慰関係一覧表

区 分	本人			配偶者		父母	
	香典	枕花	線香	香典	枕花	香典	枕花
国会議員	2万	○	○	1万	—	1万	—
地元県議会議員	2万	○	○	1万	○	1万	○
市議会議員	2万	○	○	1万	○	1万	—
元市議会議員	1万	○	○	—	—	—	—
元市長	1万	○	○	—	—	—	—
元三役	5千	—	△	—	—	—	—
他市長・関係町村長	2万	—	△	1万	—	1万	—
元他市長・関係町村長	1万	—	△	—	—	—	—
他市副市長・関係副町村長	1万	—	△	—	—	—	—
各種委員・各町自治会長	5千	—	△	5千	—	5千	—
自治委員	5千	—	△	—	—	—	—
各種審議会等委員	5千	—	△	—	—	—	—
市を単位とする各種団体 代表者	5千	—	△	—	—	—	—

※ ○：対応

※ △：協議

- (1) 父母とは、実父母とする。義父母の場合は協議とする。
- (2) 元三役とは、副市長、助役、収入役、教育長とする。
- (3) 各種委員とは、教育委員、選挙管理委員、監査委員、公平委員、農業委員、固定資産評価審査委員、人権擁護委員、保護司、民生・児童委員、行政相談員とする。
- (4) 各種審議会等委員とは、本市の附属機関の委員、任意で設置した委員会等の委員をいう。
- (5) 各種団体とは、消防団、水防団、農事改良組合連合会、商工会議所、老人クラブ連合会とする。
- (6) 上記記載以外で疑義が生じた場合は、その都度、協議する。